

木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）の実施について

全国的に成熟した人工林資源を目当てに製材工場、合板・LVL工場の新・増設が進むとともに、木質バイオマス発電（FIT認定）プラントの着工も続き、各地でこれらに必要な原木をどのようにして安定的に確保していくかが喫緊の課題となっています。

こうした課題に対応するため、国有林によるシステム販売や森連システムなどによる協定販売が取り組まれています。こうした取組を拡大・加速化していくためには、事業者がこれまで以上に木材の安定的な取引に必要な資金を円滑に調達できる環境を整えていくことが重要です。

このため、「木材の安定的な取引を行っていく上で必要な運転資金」を対象に信用保証の面から積極的にサポートすることとし、下記のとおり、新たに「別枠・無担保保証」を実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 保証申込受付期間

平成26年10月1日～平成28年3月31日

2 保証の内容

(1) 保証の対象者

次のすべてを満たす個人・法人としますが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- ① 木材の安定供給に関する協定等に参画していること
- ② 自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過であっても改善の見込みがあること
- ③ 融資機関借入金に延滞がないこと
- ④ 融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- ⑤ 原則として直近3期連続営業利益を計上していること

※木材卸売業者の方は合理化計画の認定が必要です。

(2) 保証の対象となる資金

協定（例：国有林のシステム販売）等を締結した木材の安定的な取引を行っていく上で必要な運転資金（立木の購入資金等素材の生産のために必要な資金、素材の購入資金等木材・木製品の製造のために必要な資金、木材の卸売のために必要な資金）とする。

(3) 具体的な保証内容等

ア 保証期間

原則最大3年（特認最大5年）

イ 保証割合

80%

ウ 保証限度額

通常の保証とは別枠で最大で5千万円まで

エ 連帯保証人及び担保

(ア) 原則、保証能力のある者2名以上（組合、会社等の場合代表者を含む）

(イ) 原則として無担保

3 保証料率

0.15～1.35% 保証申込者の財務内容等により異なります。

4 その他

基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。（1口1万円）

※必要出資額は保証額を概ね40～45倍（都道府県で異なる）で除した額。

お問い合わせ先

林業部保証課：楠田、本間
03-3294-5585～5586

ウッド・サポート5000のご案内

— 木材安定供給保証 皆様の協定取引をお手伝いします —

独立行政法人 農林漁業信用基金

◇国有林のシステム販売など協定等を締結した木材の安定的な取引を行って行く上で必要な運転資金を保証します。

- ・立木の購入資金など、素材の生産のために必要な資金
- ・素材の購入資金など、木材・木製品の製造のために必要な資金
- ・木材の卸売に必要な資金

◇無担保・別枠で5,000万円まで保証します。保証割合は80%です。

◇保証対象者は、以下の要件を満たす個人・法人ですが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- ・木材の安定供給に関する協定等に参画していること
- ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過になっていても改善の見込みがあること
- ・融資機関借入金に延滞がないこと
- ・融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- ・原則として直近3期連続営業利益を計上していること

※ 木材卸売業者の方は合理化計画の認定が必要です。

◇保証料率は、0.15%～1.35%です。

◇基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。(1口1万円) ※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額

◇受付は、平成26年10月1日～平成28年3月31日までです。

保証にあたってのさらに詳しい内容については、当基金へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所:東京都千代田区内神田一丁目一番十二号(コープビル)

電話:03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)